

岡山県林業・木材産業改善資金事務取扱要領

(昭和 51 年 12 月 14 日 林第 564 号)
最終改正

(令和 5 年 7 月 6 日 林第 230 号)

岡山県における林業・木材産業改善資金制度の運用については、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）、同法施行令（昭和 51 年政令第 131 号）、同法施行規則（平成 15 年農林水産省令第 55 号）、岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成 15 年岡山県規則第 81 号。以下「規則」という。）、林業・木材産業改善資金の貸付基準（平成 15 年岡山県告示第 349 号。以下「貸付基準」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第 1 貸付事業計画の策定

1 資金需要額の調査

県民局長は、毎年度、林業・木材産業改善資金の翌年度の資金需要額について、管内の市町村、森林組合等の意向を調査のうえ調査を行った年度の 3 月 20 日までに林業・木材産業改善資金需要額調書(様式第 1 号)により農林水産部長に報告するものとする。

2 貸付事業計画の策定

- (1) 農林水産部長は、1 により報告された資金需要額及び予算等を勘案のうえ、毎年度、県貸付事業計画を定め、当該県貸付事業計画に基づき県民局長に対し、資金枠を配分するものとする。
- (2) 県民局長は、(1) により配分された資金枠に基づき第 2 の 5 に定める貸付申請書の提出期日毎に、林業・木材産業改善資金貸付事業計画書(様式第 2 号)を作成し、当該貸付申請書の提出期日から 10 日以内に農林水産部長に提出するものとする。
- (3) 県民局長は、管内における資金需要の動向、その他の事情により、(1) により配分された資金枠に過不足が生じ林業・木材産業改善資金貸付事業計画書を変更する必要があるときは、当該林業・木材産業改善資金貸付事業計画書を修正し、農林水産部長に提出するものとする。この場合、農林水産部長は予算の範囲内で(1) により配分した資金枠を変更できる。

第 2 貸付けの条件

1 貸付内容

林業・木材産業改善資金の資金内容は、貸付基準に定められているが、次に掲げる条件を併せ有するものとする。

- (1) 立木の取得に必要な資金は、立木の取得そのものが林業・木材産業改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり、高能率の林業機械や加工機械の導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれないこと。
- (2) 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金は、林業・木材産業改善措置の導入に係る初度的経費に充てるのに必要なものに限られること。
- (3) 資金の対象として、土地及び建物(林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこの栽培舎その他林業・木材産業改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。)の取得費用は含まれないこと。

2 貸付けの相手方

貸付対象者は、貸付基準に定められているが、造林の事業を行う市町村、財産区及び地方公共団体の組合以外の者にあつては、それぞれ次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- (1) 個人及び法人格を有する団体にあつては、県徴収金及び市町村民税の滞納がないこと。
- (2) 法人格のない団体にあつては、次のとおりとする。

ア 林業、木材産業の経営、林産物の生産若しくは販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。

イ 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

(3) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 償還期間及び据置期間

(1) 償還期間及び据置期間は原則として年計算をもって定めることとする。

(2) 機械・器具の購入費用を貸付けの内容とする貸付金の償還期間及び据置期間は、規則第5条第2項に定める期間を限度とし、当該機械又は器具の耐用年数の範囲内で定めることとする。

(3) 融資機関に対する県貸付金の償還期間は、16年（6年以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、規則第3条の林業従事者等が次に掲げる規定の適用を受ける場合にあっては、当該期間とする。

ア 規則第5条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第2項第1号から第6号に定める期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

4 連帯保証人等

(1) 規則第8条第1項に規定する連帯保証人は、次の基準によるものとする。

貸付金の貸付を受けようとする者が個人の場合は、当該個人と生計を一にする親族以外で、県内に住所を有する者のうち、その債務を保証し得る者。

(2) 規則第8条第2項に規定する知事が適当と認める者は、次の基準に適合する者とする。

ア 貸付を受けようとする者が法人格を有する団体の場合は、当該団体の理事のうち、債務を保証し得る者。

イ 貸付を受けようとする者が法人格のない団体の場合は、当該団体の役員及び構成員のうち借入れにより受益する者のうち、債務を保証し得る者

ウ 貸付を受けようとする者が会社の場合は、代表者のほか、代表者と生計を一にする親族以外の役員とし、その数が(4)に定める基準に満たない場合は、代表者と生計を一にする親族以外で、県内に住所を有する者で、その債務を保証し得る者

(3) (1)及び(2)に規定する連帯保証人の資力要件及び提出書類については別に定める。

(4) 前記連帯保証人の数は、次の基準によるものとする。

ア 貸付申請額が100万円以下の場合 1人以上

イ 貸付申請額が100万円を超え500万円以下の場合 2人以上

ウ 貸付申請額が500万円を超える場合 3人以上

(5) 相互保証は、原則として認めないものとする。

(6) 規則第8条に規定する担保は、直貸方式による貸付の場合は、当分の間、徴しないものとする。

5 貸付資格認定申請書並びに貸付申請書の提出期日、貸付金の貸付決定期日及び償還期日

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）並びに規則第9条に規定する林業・木材産業改善資金貸付申請書（様式第3号）（以下「貸付申請書」という。）の提出期日、貸付金の貸付決定期日及び償還期日は次のとおりとする。

ただし、貸付限度額について知事が農林水産大臣に協議をする必要がある場合、貸付金の貸付決定期日についてはこの限りでない。

区 分	貸付資格認定申請書・ 貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日	貸付金の償還期日
-----	--------------------------	------------	----------

第1回	5月10日	6月10日	5月31日
第2回	7月10日	8月10日	7月31日
第3回	9月10日	10月10日	9月30日
第4回	11月10日	12月10日	11月30日
第5回	1月10日	2月10日	1月31日

(注 これらの日が岡山県の休日进行を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「岡山県の休日」という。)の場合は、岡山県の休日の翌日とする。)

第3 林業・木材産業改善資金貸付資格(林業・木材産業改善措置に関する計画)の認定

1 認定基準

林業・木材産業改善措置の内容が次に掲げる(1)から(6)までのいずれかの措置に該当し、かつ、規則第6条に規定する申請者が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

(1) 新たな林業部門の経営の開始

従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。

(2) 新たな木材産業部門の経営の開始

従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。

(3) 林産物の新たな生産方式の導入

先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。

(4) 林産物の新たな販売方式の導入

従来の技術・経営手法では対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。

(5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入

林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。

(6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。

2 認定上の留意事項

認定に当たっては、次の事項について留意するものとする。

(1) 当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けが、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資するものとなるよう、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第2条の2第1項の規定に基づき知事が定めた「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想(平成14年9月18日付け、林第721号)」及び別途、県が作成する計画等の内容等に即したものであること。

(2) 当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業(以下単に「事業」という。)が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付け後3か月以内(3か月以内に完了することが困難なもの(森林施業の継続した実施、研修等)については、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了まで

の期間以内)に完了すると見込まれるものであること。

- (3) 当該認定に係る林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金以外の資金についても、その調達及び償還の確実性が十分見込まれるものであること。

3 認定の手續のワンストップ化

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項第4号、第21条第5項第4号及び第24条の規定により、同法で定める環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の事業活動に林業・木材産業改善措置が含まれる場合、当該計画に係る認定があったことをもって、林業・木材産業改善資金貸付資格の認定があったものとみなす。

第4 貸付けの方法、手續等

1 事務の委託等

(1) 森林組合への委託（直貸方式の場合）

県は、規則第21条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項並びに第165条の3第1項の規定により森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第1号の事業を行う森林組合のうち知事が別に定めるもの（以下「森林組合」という。）に貸付けに係る事務を委託する場合には、県と森林組合による委託契約を締結するものとする。

(2) 受託森林組合の要件（直貸方式の場合）

貸付けに係る事務を委託できる森林組合は、次に掲げる要件のすべてを備えた森林組合とする。

ア 森林組合法第9条第2項第1号の事業を行っていること。

イ 常勤の役職員が2人以上いること。

ウ 払込の出資金が100万円以上であること。

(3) 委託手数料（直貸方式の場合）

森林組合に対し貸付事務の委託を行う場合の事務委託手数料は、予算の範囲内でおおむね次に掲げる金額の合計額を下回らない額の範囲内で両者協議のうえ定めるものとする。

ア 年度内に返済を受けた償還金の累計額の0.75%に相当する金額

イ アの金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た金額

(4) 貸付債権の保全（直貸方式の場合）

ア 受託森林組合長は、契約条項に基づき貸付金に係る債権の保全につき常時注意するものとする。

イ 受託森林組合長は、貸付金の期限前償還又は連帯保証人の追加若しくは交替等の貸付条件の変更を必要と認めたときは、速やかに県民局長に報告し、その指示を受けるものとする。

ウ 受託森林組合長は、償還金が償還期限を30日過ぎてなお償還されないときは、借受者の実績を調査し、その理由及び償還予定期日を確認のうえ県民局長に報告するものとする。

(5) 林業・木材産業改善資金口座に生じた利息（直貸方式の場合）

受託森林組合は、毎年度の3月10日までに、前年度の3月1日から当該年度の2月末日の間においてその林業・木材産業改善資金口座に生じた利息の状況を林業・木材産業改善資金口座利息状況報告書(様式第4号)により知事に報告するとともに、当該利息を納付するものとする。

(6) 補助金の交付（転貸方式の場合）

融資の円滑化を図るため、転貸方式により林業・木材産業改善資金の貸付を行った融資機関に対して、補助金を交付するものとし、補助金の額等は別に定めるものとする。

2 貸付けの申請、決定及び実行(直貸方式による貸付けの場合)

(1) 申請書の提出

規則第6条第1項の規定による貸付資格の認定申請にあつては、林業・木材産業改善資金付資格認定申請書(林業・木材産業改善措置に関する計画書)(様式第5号)を、規則第9条の規定による貸付申請にあつては、同条に定める貸付申請書を、申請者の住所地又は主たる事

務所の所在地等を所管する県民局長に提出するものとし、それぞれの提出部数は、各2部(正1部、副1部)とする。

(2) 申請書の作成

貸付資格認定申請書及び貸付申請書の作成にあたっては、次の事項に留意のうえ作成するものとする。

ア 申請者欄は略称を用いず正確に記入することとし、申請者の印鑑については、個人による借入れの場合は登録済みの印鑑を押印し、団体の場合の印鑑は、その団体が登記されている場合は登記されている印鑑とし、登記されていない場合は代表者個人の登録済みの印鑑を押印すること。

イ 申請者が法人の場合は定款を、法人格のない団体にあつては規約を申請書(正本)に添付すること。

(3) 県民局の取扱

ア 申請書の審査・受理

県民局長は、貸付資格認定申請書及び貸付申請書の提出があつたときは、林業・木材産業改善措置の目標、内容及び実施時期並びに林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法を点検して受理するものとする。

イ 申請書副本の送付

県民局長は、貸付資格認定申請書及び貸付申請書を受理したときは、第2の5で定めた提出期日ごとに貸付資格認定申請書副本及び貸付申請書副本をとりまとめ農林水産部長へ送付するものとする。

ウ 運営協議会

県民局長は、林業・木材産業改善資金貸付資格(林業・木材産業改善措置に関する計画)の認定及び貸付けの適否等について林業・木材産業改善資金運営協議会の意見を聴くものとする。協議会の設置及び運営は次の各号に掲げる事項に基づいて行うものとする。

(ア) 構成員

ア) 県民局森林課の担当職員

イ) 市町村の担当職員

ウ) 森林組合の担当職員

エ) 木材産業関係資金の場合にあつては、木材協同組合の職員

オ) 森林組合が貸付けの申請者である場合にあつては、岡山県森林組合連合会の職員

カ) 必要に応じ林業労働災害防止協会支部分会の関係者等

(イ) 協議事項

ア) 林業・木材産業改善措置に関する計画の妥当性、実行性等

イ) 貸付申請に関する償還計画、債務保証の妥当性等

ウ) その他当該地域における林業・木材産業改善資金制度の運営に関する事項

エ 貸付資格の認定

県民局長は、林業・木材産業改善資金運営協議会の意見を参考とし、適当と認められる場合にあつては、規則第7条に基づき、貸付資格の認定を行うものとする。

オ 貸付資格の認定通知

(ア) 県民局長は、貸付資格の認定を行ったときは、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(イ) 県民局長は、貸付資格の認定を行ったときは、林業・木材産業改善資金貸付資格認定連絡書(様式第7号)に貸付資格認定申請書(写し)を添付して農林水産部長へ報告するものとする。

カ 貸付資格認定の取消し

県民局長は、規則第13条各号の規定に定めるもののほか、貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。

キ 貸付資格認定の取消し通知

県民局長は、貸付資格の認定を取り消した場合、取消しの通知及び連絡は、貸付資格の認定に準じて行うものとし、借受決定者に対しては林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書(様式第8号)により、また、農林水産部長への報告は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消連絡書(様式第9号)によるものとする。

ク 貸付けの決定

県民局長は、林業・木材産業改善資金運営協議会の意見を参考とし、適当と認められる場合にあっては、規則第11条第1項に基づき貸付けの決定を行うものとする。

ケ 貸付けの決定通知

(ア) 県民局長は、貸付けの決定を行ったときは、規則第11条第2項に基づき借受決定者に林業・木材産業改善資金貸付決定通知書(様式第10号)を交付するものとする。

ただし、連帯保証人の極度額については、貸付予定金額の120%とする。

(イ) 県民局長は、貸付けの決定を行ったときは、林業・木材産業改善資金貸付決定連絡書(様式第11号)に林業・木材産業改善資金貸付申請並びに貸付決定一覧表(様式第12号)を添付して農林水産部長へ報告するものとする。

コ 貸付決定の取消し

(ア) 貸付決定取消の通知

ア) 規則第13条の規定により貸付決定の全部又は一部を取り消した場合、取消しの通知及び連絡は、貸付決定に準じて行うものとする。

イ) 県民局長は、貸付金の一部を取り消した場合は、借受決定者に対しあらかじめ貸付決定通知書を送付するものとする。

(イ) 借入の辞退

ア) 貸付決定通知書を受け取った後、借受決定者が自己の都合で借受けを辞退する場合は、速やかに林業・木材産業改善資金借入辞退届(様式13号)を県民局長に提出するものとする。

イ) 前記ア)による貸付決定の取消しの通知は、(ア)のア)に準じて行うものとする。

(4) 借用証書の提出

借受決定者は、貸付決定通知書を受領したときは、規則第12条第1項の規定に基づく借用証書(様式第14号)に申請者及び連帯保証人の印鑑証明を添付のうえ、貸付決定通知書に定めた期日までに県民局長に提出するものとする。

(5) 借用証書の作成

借用証書の作成にあたっては、次の事項に留意のうえ作成するものとする。

ア 貸付決定番号、同年月日、資金の内容及び使途、借受者の氏名又は名称及び代表者氏名、借入金額、償還期限、償還期日及び償還額等については、貸付決定通知書に基づき記載するものとする。

イ 借受者の使用する印鑑は、貸付申請書に押印した印鑑を、又、連帯保証人は登録済みの印鑑を押印すること。

ウ 文字は正確に、数字はアラビア数字で記入し、訂正箇所は必ず訂正印を押すこと。ただし、金額の訂正は認めない。

(6) 貸付金受領書の提出

借受決定者は、借用証書と同時に貸付金受領書を提出するものとする。

(7) 貸付金の交付

ア 県民局長は貸付けを決定したときは、借受決定者に対し、貸付実行に要する資金を当該貸付実行事務に支障をきたさない範囲内の時期に交付するものとする。

(8) 貸付実行日

貸付金の貸付実行日は、原則として月の5日、15日、25日(これらの日が金融機関の休日の場合は、当該日の翌日。)とする。

(9) 報告書等の提出

受託森林組合長は、四半期ごとに月別の貸付状況、償還状況、貸付残高、延滞等の状況を明らかにした報告書を作成し、当該四半期に属する最後の月の翌月10日までに県民局長に

提出するものとする。

3 貸付けの申請、決定及び実行(転貸方式による貸付けの場合)

(1) 貸付の対象となる融資機関

規則第3条第2項の貸付けを行う融資機関は、独立行政法人農林漁業信用基金の約定融資機関のうち、次の融資機関とする。

ア 津山信用金庫

イ 備北信用金庫

ウ (株)トマト銀行

エ 上記ア～ウのほか、申請者と融資機関との間で、林業・木材産業改善資金貸付けの業務を取り扱うことに合意がなされた融資機関

(2) 申請書及び借入申込書の提出

規則第6条第1項の規定による貸付資格の認定申請を行い融資機関から貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(林業・木材産業改善措置に関する計画書)(様式第5号)を県民局長に、林業・木材産業改善資金借入申込書(様式第15号)を融資機関に提出するものとする。それぞれの提出部数及び提出先は、次のとおりとする。

ア 借入申込書1部を融資機関に提出するものとする。

イ 貸付資格認定申請書2部(正1部、副1部)及び借入申込書の写し2部を、申請者の住所地又は主たる事務所の所在地等を所管する県民局に提出するものとする。

(3) 申請書の作成

2の(2)に準ずるものとする。

(4) 県民局の取扱

ア 申請書の審査・受理

県民局長は、貸付資格認定申請書及び借入申込書(写)の提出があったときは、林業・木材産業改善措置の目標、内容及び実施時期並びに林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法を点検して受理するものとする。

イ 申請書副本及び借入申込書(写)の送付

県民局長は、貸付資格認定申請書を受理したときは、第2の5で定めた提出期日ごとに貸付資格認定申請書副本及び借入申込書(写)をとりまとめ農林水産部長へ送付するものとする。

ウ 運営協議会

2の(3)ウに準ずるものとする。

エ 貸付資格の認定

2の(3)エに準ずるものとする。

オ 貸付資格の認定通知

(ア) 県民局長は、貸付資格の認定を行ったときは、貸付資格認定書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(イ) 県民局長は、貸付資格の認定を行ったときは、貸付資格認定連絡書(様式第7号)に貸付資格認定申請書(写し)を添付して農林水産部長へ報告するものとする。

(ウ) 県民局長は、貸付資格の認定を行ったときは、貸付資格認定連絡書(様式第7号)を融資機関に送付するものとする。

カ 貸付資格認定の取消し

県民局長は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。

キ 貸付資格認定の取消し通知

県民局長は、貸付資格の認定を取り消した場合、取消しの通知及び連絡は、貸付資格の認定に準じて行うものとし、借受決定者に対しては貸付資格認定取消通知書(様式第8号)により、また、融資機関等に対する通知及び農林水産部長への報告は、貸付資格認定取消連絡書(様式第9号)によるものとする。

(5) 貸付けの決定及び貸付金の交付

ア 融資機関による債権保全措置

規則第8条第3項に基づく債権保全措置は、融資機関の定めるところによる。

イ 貸付けの決定

(ア) 融資機関は、借入申込書の提出があったときは、内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認め、貸付けに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、規則第10条に基づく県貸付金貸付申請書(様式第16号)を県民局長に提出するものとする。

(イ) 県民局長は、(ア)による県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、(4)ウの運営協議会の意見を参考とし、適当と認められる場合にあっては、規則第11条第1項に基づき貸付けの決定を行うものとする。

ウ 貸付けの決定通知

(ア) 県民局長は、貸付けの決定を行ったときは、規則第11条第2項に基づき融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書(様式第17号)を交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。

(イ) 融資機関は、県民局長から規則第11条第2項に基づく貸付決定通知の交付を受けたときは、速やかに申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書(様式第18号)を交付するものとする。

(ウ) 県民局長は、規則第11条第1項に基づく貸付けの決定を行ったときは、貸付決定連絡書(様式第11号)に貸付決定一覧表(様式第12号)を添付して農林水産部長へ報告するものとする。

エ 貸付金の交付

(ア) 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、県民局長に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書(様式第19号)を提出するものとする。

(イ) 県民局長は、(ア)による県貸付金支払請求書を受け取ったときは、速やかに農林水産部長へ報告するものとする。

(ウ) 県貸付金の交付は(ア)の支払請求を受けて行うものとし、当該貸付実行事務に支障をきたさない範囲内の時期に交付するものとする。

オ 貸付決定の取消し

(ア) 貸付決定取消の通知

ア) 規則第13条の規定により貸付決定の全部又は一部を取り消した場合、取消しの通知及び連絡は、貸付決定に準じて行うものとする。

イ) 県民局長は、貸付金の一部を取り消した場合は、借受決定者に対し融資機関を経由してあらためて貸付決定通知書を送付するものとする。

(イ) 借入の辞退

ア) 貸付決定通知書を受け取った後、借受決定者が自己の都合で借受けを辞退する場合は、速やかに林業・木材産業改善資金借入辞退届(様式20号)を融資機関に提出するものとする。

イ) 前期ア)による借入辞退届の提出を受けた融資機関は、速やかに林業・木材産業改善資金借入辞退届(様式21号)を県民局長に提出するものとする。

ウ) 前記ア)及びイ)による貸付決定の取消しの通知は、(ア)のア)に準じて行うものとする。

(6) 県貸付金の貸付条件

ア 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならないものとする。

イ 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件とそれぞれ同一条件であることとする。

ウ 融資機関は、県民局長が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状

況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(7) 借用証書の提出

ア 融資機関は、県貸付金の交付を受ける際に規則第 12 条第 2 項に基づく借用証書(様式第 22 号)を知事に提出するものとする。

イ 融資機関は、借受者との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書(様式第 23 号)により行うものとし、同借用証書に係る特約条項については、同様式裏面特約条項を参考に、融資機関において作成することができるものとする。

(8) 借用証書の作成

2の(5)に準ずるものとする。

(9) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務の保証

独立行政法人農林漁業信用基金に出資している次に掲げる者(その者がイに掲げる者である場合には、その直接の構成員となっているアに掲げる者を含む。)が、林業・木材産業改善資金を融資機関から借り入れる場合は、当該融資機関に対して負担する債務の保証を受けることができる。なお、林業を営む者及び木材製造業を営む者については、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成 14 年法律第 128 号)第 13 条の規定に基づき債務の保証を受けることができる。

ア 木材卸売業又は木材市場業を営む者で次に掲げるもの

(ア) 資本金の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が 100 人以下の会社若しくは個人

(イ) 森林組合又は森林組合連合会

イ アに掲げる者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合

第 5 事業の実施及び指導確認

1 事業の実施

(1) 実施期間等(共通)

ア 事業の実施は、貸付資格認定申請書(林業・木材産業改善措置に関する計画書)及び貸付申請書に基づき行うものとする。

イ 事業の着手は、原則として資金の交付を受けてから行うものとする。

ウ 事業の実施は、原則として資金の貸付け後、3 か月以内に完了するものとする。

ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難な場合には、林業・木材産業改善資金事業実施延期願(様式第 24 号)を県民局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 資料・帳簿等の整備保管(共通)

ア 借受者は、事業実施に伴う諸資材の購入に当たっては、納品書、請求書、領収書等の証拠書類を保管するほか、団体借受けの場合は個人別貸付明細書、金銭出納簿、資材供給の明細書等の書類を整備保管するものとする。

イ 借受者は、経営の収支を明らかにする帳簿を備え付け、継続記帳を行うものとする。

ウ 資料・帳簿等の保存年限は当該資金に係る償還期間とする。

(3) 実施報告(直貸方式による貸付けの場合)

ア 借受者は、規則第 22 条第 1 項に基づき、事業が完了したときには完了後 30 日以内に、林業・木材産業改善資金借受事業実施報告書(以下「報告書」という。)(様式第 25 号)を県民局長に提出するものとする。

イ 報告書の提出部数及び経由機関等については、貸付申請書の手続きに準ずるものとする。

ウ 報告書(正本)には裏付けとなる領収書(写し)等を添付するものとする。

エ 借受者が法人格のない団体である場合は、報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

(4) 実施報告(転貸方式による貸付けの場合)

ア 借受者は、規則第 22 条第 3 項に基づき、事業が完了したときには完了後 30 日以内に、報告書(様式第 25 号)を融資機関に提出するものとする。

イ 融資機関は、アによる報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業費等の確

認欄に必要事項を記入し押印のうえ、速やかに、県民局長に林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書(以下「県貸付金報告書」という。)(様式第26号)に報告書の写し(添付書類を含む)を添付して提出するものとする。

ウ 県民局長は、イによる県貸付金報告書を受理したときは、農林水産部長へ報告するものとする。

エ 報告書(正本)には裏付けとなる領収書(写し)等を添付するものとする。

オ 借受者が法人格のない団体である場合は、報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

- (5) (3)及び(4)による報告に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと県民局長が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならないものとする。

2 指導及び確認

(1) 指導(共通)

県民局長は、借受者の事業実施に伴う経営改善成果が能率的に達成されるよう市町村、森林組合等と連携を密にし、技術及び経営の指導にあたるものとする。

なお、事業実施後の事業活動についても積極的な指導援助を行うものとする。

(2) 確認調査(共通)

県民局長は、1の(3)アによる報告書及び(4)イによる県貸付金報告書を受理したときは、別に定めた確認調査を行うものとする。

第6 貸付内容等の変更

1 借受者に係る変更

- (1) 借受者の死亡及び借受団体の代表者の変更に伴う氏名の変更又は住所の変更があったときは、速やかに林業・木材産業改善資金借受者名義等変更届(様式第27号)を、直貸方式による貸付けの場合は県民局長に、また、転貸方式による貸付けの場合は融資機関及び県民局長に提出するものとする。

- (2) 県民局長は(1)による変更届を受理したときは、農林水産部長へ報告するものとする。

2 連帯保証人に係る変更

- (1) 借受者は、連帯保証人たる資格を失ったため(死亡、弁済の資力をなくしたとき等)連帯保証人の変更を行ったとき又は連帯保証人の住所が変更されたときは、林業・木材産業改善資金連帯保証人変更届(様式第28号)を直貸方式による貸付けの場合は県民局長に、また、転貸方式による貸付けの場合は融資機関及び県民局長に提出するものとする。

- (2) 県民局長は(1)による変更届を受理したときは、農林水産部長へ報告するものとする。

3 事業内容等の変更

- (1) 借受者は、事業実施に当たり、やむを得ず次の各号に掲げる変更をしようとするときは、直貸方式による貸付けの場合にあっては貸付資格認定変更申請書(様式は貸付資格認定申請書に準ずるものとし、変更内容について赤書きとし、変更理由書を添付する)及び貸付変更申請書(様式は貸付申請書に準ずるものとし、変更内容について赤書きとする)を県民局長に、転貸方式による貸付けの場合にあっては貸付資格認定変更申請書及び借入変更申込書を融資機関及び県民局長に提出するものとする。

ア 林業・木材産業改善措置の内容(事業量、事業費等)の変更

イ 林業・木材産業改善措置の実施に必要な資金額の変更

ウ 機械等の型式又は性能の変更

エ 施設の機能又は規模の変更

- (2) 前記変更申請書等に係る取扱は、貸付資格認定申請書及び貸付申請書又は借入申込書の取扱に準ずるものとする。

第7 貸付金の償還及び猶予

1 貸付金の償還

(1) 約定償還

ア 償還方法(共通)

償還方法は規則第5条第3項の規定により均等年賦支払によるものとする。ただし、算定した額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数の総和を第1年目に支払うものとする。

イ 貸付償還金の納付方法(直貸方式による貸付けの場合)

(ア) 県民局長は、約定償還日にあわせて、償還日の属する月の5日までに収入調定を行い、民局が直接収入する場合は、借受者あて納入通知書(岡山県財務規則様式第22号)を発行し借受者に送付するものとし、第4の1の(1)の規定により、受託森林組合を経由して収入する場合は、受託森林組合長あて納入通知書(岡山県財務規則様式第22号)、借受者あて納入通知書(岡山県林業・木材産業改善資金納入通知書(様式第29号))を発行し、借受者に送付するものとする。また、県民局長は、発行された納入通知書の写しを林政課に送付するものとする。

(イ) 委託森林組合長は、借受者から償還金の納付を受けたときは、あらかじめ会計管理者に届出している領収印を押印し、領収書を交付するとともに、領収した日から15日を超えない範囲で、納入通知書(岡山県財務規則様式第22号(その(3)の(1)から(4)まで)に収納金計算書(財務規則様式第28号)を添えて指定金融機関に納付するものとする。

ウ 県貸付金償還金の納付方法(転貸方式による貸付けの場合)

(ア) 県民局長は、約定償還日にあわせて、償還日の属する月の5日までに収入調定を行い、融資機関あて納入通知書(岡山県財務規則様式第22号(その(3)の(1)から(4)まで)を発行するものとする。また、県民局長は、発行された納入通知書の写しを林政課に送付するものとする。

(イ) 融資機関は、上記(ア)により発行された納入通知書により約定償還日までに納付するものとする。

(ウ) 融資機関は、約定償還日到来前に借受者に償還の案内をし、約定償還の収納に努めるものとする。

(2) 繰上償還

ア 借受者は、規則第5条第4項による繰上償還をしようとするときは、林業・木材産業改善資金繰上償還届(様式第30号)を直貸方式による貸付けの場合は県民局長に、また、転貸方式による貸付けの場合は融資機関に提出するものとする。

イ 融資機関は、アによる繰上償還届があった場合には、林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還届(様式第31号)を県民局長へ提出するものとする。

ウ 県民局長は、アによる繰上償還届またはイによる県貸付金繰上償還届があった場合には、約定償還計画の変更の決定を行って、直貸方式による貸付けの場合は、その内容を林業・木材産業改善資金償還計画変更決定通知書(様式第32号)により、借受者に通知するものとする。また、転貸方式による貸付けの場合は、林業・木材産業改善資金県貸付金償還計画変更決定通知書(様式第33号)により融資機関に通知するものとする。

エ 県民局長は、ウによる償還計画の変更を決定したときは、直貸方式の場合は、繰上償還届の写し及び貸付金償還計画変更決定通知書の写しを、転貸方式の場合は、繰上償還届の写し、貸付金償還計画変更決定通知書の写し及び県貸付金繰上償還届の写しを林政課に提出するものとする。

オ 融資機関は、ウによる県貸付金償還計画変更決定通知書を受理したときは、速やかに借受者に通知するものとする。

カ 借受者は、第6の3により貸付金額の減額された場合及び事業実施の結果、貸付金が事業費を超過した場合は、当該減額された額及び事業費を超過した額について前記アの規定により繰上償還手続きを行うものとし、その取扱いについては、前記イ、ウ及びエのとおりとする。

キ 償還方法は約定償還に準ずるものとする。

(3) 期限前償還

ア 借受者の場合

借受者は、規則第 16 条の規定による期限前償還の請求があったときは、当該請求に係る償還金を支払期日までに支払うものとする。

イ 融資機関の場合

(ア) 県民局長は、融資機関が次の事項のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。

ア) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

イ) 県貸付金の償還金の支払いを怠ったとき(借受者による林業・木材産業改善資金の償還を規則第 18 条第 1 項の規定により猶予していたことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)

ウ) 県民局長が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その義務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

エ) 前記ア)、イ) 及びウ) に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(イ) 融資機関が、借受者から期限前償還の請求に係る償還金を受領したときは、速やかに県貸付金を償還するものとする。

ウ 県民局長は、貸付金の一部について期限前償還の請求をしたときは、約定償還計画の変更決定を行い、その内容を直貸方式による貸付けの場合は直接借受者に、また、転貸方式による貸付けの場合は融資機関を経由して借受者に通知するものとする。

(4) 違約金の徴収

ア 徴収の方法

(ア) 規則第 20 条第 1 項の規定により、その金額を計算し、償還金の収納と同時に領収し、約定償還に準じて取扱うものとする。また、支払猶予をしない旨の決定が償還金の支払期日を過ぎて行われたときにおいても適用するものとする。

(イ) 償還期日を過ぎた後に弁済があった場合は、元本に充当できるものとする。

イ 受託森林組合及び融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき速やかに県に納付するものとする。ただし、融資機関が、県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、借受者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。

ウ 県民局長は、融資機関が、支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年 12.25%の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借入者による償還金が支払期日までに行われなかった場合には、融資機関が支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による支払当日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

エ 県民局長は、規則第 16 条の規定により借受者に対し期限前償還を請求した場合(借受者の故意による場合に限る。)には、当該請求に係る貸付金の額につき年 12.25%の割合をもって当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払い当日までの日数により計算した違約金を併せて徴収するものとする。

オ 違約金を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とする。

2 支払いの猶予

(1) 支払猶予の条件

規則第 18 条第 1 項に規定する災害には、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、低温、降霜及び降ひょうのほか、火災及び盗難等も含まれるものとする。

(2) 支払猶予の申請

ア 申請書の提出部数は、2部(正1部、副1部)とする。

イ 規則第 18 条第 2 項による支払猶予申請書（様式第 34 号）（正本）に添付する知事が指定する者の証明書は次のとおりとする。

（ア）風水害、地震等の自然災害及び死亡にあつては、市町村長の証明書

（イ）火災にあつては、消防長の証明書

（ウ）盗難にあつては、警察署長の証明書

（エ）疾病または負傷にあつては、医師の証明書

ウ 転貸方式の場合、規則第 18 条第 3 項の規定により、融資機関は県貸付金支払猶予申請書（様式第 35 号）を知事に提出するものとする。

（3）支払猶予の決定

ア 規則第 19 条第 1 項に基づく支払猶予の決定通知は、直貸方式による貸付けの場合は林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（様式第 36 号）により借受者に通知するものとし、転貸方式による貸付けの場合は、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（様式第 37 号）により融資機関に通知するものとする。

イ 県民局長は、アによる支払猶予を決定したときは、貸付金支払猶予決定通知書を林政課に提出するものとする。

ウ 融資機関は、アによる県貸付金支払猶予決定通知書を受け取ったときは、速やかに借受者に通知するものとする。

エ 県民局長は、支払猶予の決定に当たっては、支払猶予額及び猶予期間は必要最小限度とし、期間は 1 年以内を超えないものとする。

3 償還状況の報告

県民局長は、領収済通知書を受け取った時は、直ちにその写しを林政課に送付するものとする。

第 8 その他

1 補助残融資

補助事業の補助残については、本資金の貸付けの対象としないものとする。

2 預貯金口座の開設及び届出

借受者は、本資金の貸付金の受領、事業費の支払い及び償還金の償還のための口座を開設し、県民局又は融資機関に届出るものとする。

3 財産の処分等

借受者は、貸付金を償還するまでの間、当該資金で設置した施設等を目的外に使用し、譲渡し、交換し、若しくは使用を中止し又はその運営を他人に委託しようとする場合には、知事の承認を受けるものとする。

4 貸付金等の単位

貸付金及び融資機関に対する県貸付金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

5 個人情報保護

県、市町村、及びその他の関係機関は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年岡山県条例第 50 号）その他個人情報の保護に関する規定に基づき、本資金にかかる個人情報について、適正に取り扱うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行日前に貸し付けられたこの要領による改正前の岡山県林業改善資金については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この要領は平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に貸し付けられたこの要領による改正前の岡山県林業改善資金については、この要領による。

(施行期日)

1 この要領は平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に貸し付けられたこの要領による改正前の岡山県林業改善資金については、従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に貸し付けられたこの要領による改正前の岡山県林業改善資金については、この要領による。

(施行期日)

1 この要領は平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行日前に貸し付けられたこの要領による改正前の岡山県林業改善資金については、この要領による。

(施行期日)

1 この要領は平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は平成 22 年 10 月 4 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は平成 23 年 2 月 7 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は平成 24 年 9 月 18 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は平成30年6月15日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は令和元年6月7日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は令和2年7月7日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は令和3年12月3日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は令和5年3月17日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は令和5年7月6日から施行する。

(様式第1号)

林業・木材産業改善資金需要額調書

(県民局)

区 分	資金内容	件数	事業費 (千円)	貸付額 (千円)	貸付 時期	備考
新たな林業部門の経営の開始						
小 計						
新たな木材産業部門の経営の開始						
小 計						
林産物の新たな生産方式の導入						
小 計						
林産物の新たな販売方式の導入						
小 計						
林業労働に係る安全衛生施設の導入						
小 計						
林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入						
小 計						
合 計						

※ 資金内容については、「林業・木材産業改善資金の貸付基準」により記入するものとする。

林業・木材産業改善資金貸付申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

〒
住 所 TEL
氏名又は名称及び代表者名

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岡山県規則第81号）第9条の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

県 民 局 受 付	年 月 日
-----------	-------

償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借入申請額及びその内容		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	月 日		千円	千円

連 帯 債 務 者	住 所	氏 名	印	連 帯 保 証 人	住 所	氏 名

担 保 物 件	
------------------	--

償 還 計 画	償 還 日	1 年 目 償 還 額	2 年 目 償 還 額	3 年 目 償 還 額	4 年 目 償 還 額	5 年 目 償 還 額	6 年 目 償 還 額	7 年 目 償 還 額	8 年 目 償 還 額	9 年 目 償 還 額	
		毎 年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	月 日	10年目 償還額	11年目 償還額	12年目 償還額	13年目 償還額	14年目 償還額	15年目 償還額	16年目 償還額	17年目 償還額	18年目 償還額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称，主たる事業所(場)の所在地，設立時期（個人にあっては，事業開始の時期），事業の概要，資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員数	

(様式第4号)

林業・木材産業改善資金口座利息状況報告書

林業・木材産業改善資金口座の利息の状況を、次のとおり報告します。

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

○○○森林組合 代表理事組合長

記

資金の区分	貸付金累計額		償還累計額		利息
	件	円	件	円	
新たな林業部門の経営の開始					
新たな木材産業部門の経営の開始					
林産物の新たな生産方式の導入					
林産物の新たな販売方式の導入					
林業労働に係る安全衛生施設の導入					
林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入					

(様式第5号)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

[林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合]

(1) 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

(個人用)

項目	現状	目標
家族従事者数		
資本装備		
生産等の状況		
年間収入(万円)		
年間所得(万円)		

(注) 1 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

2 年間収入及び年間所得の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

(法人用)

項目	現状	目標
資本金(出資金)		
従業員数		
資本装備		
生産等の状況		
売上高(万円)		
営業利益(万円)		

(注) 1 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

2 売上高及び営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

(2) 林業・木材産業改善措置の具体的目標

項目	現状（年度）	目標（年度）	(1)との関係

(注) 1 項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性、生産量、生産コスト、品質、販売コスト、販売量、売上高等）を記載すること。

2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

4 (1)との関係の欄は、本目標と(1)で記載する年間収入（売上高）又は年間所得（営業利益）との関係を記載すること。

[林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合]

(林業労働従事者用)

項目	現状（年度）	目標（年度）
年間従事日数		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

(注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

(雇用主（個人を含む。）用)

項目	現状（年度）	目標（年度）
従業員数		
年間延べ雇用量		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

[林業労働に従事する者の確保を目的とする場合]

項 目	現 状 (年 度)	目 標 (年 度)
従業員数		
年間延べ雇用量		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保		

- (注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
 2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容は、当該措置が林業・木材産業改善資金による政策支援の対象として適切なものか否か判断できるよう、それぞれの内容に応じて定めるものとするが、参考例を示すと以下のとおりである。

(林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期の導入の場合)

年度

項 目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目 的		
機械・施設名等		
規格・能力等		
導入時期	購入: 年 月 日	設置予定: 年 月 日
台 数	台	台
単 価	—	円
所 要 額	—	円
そ の 他	処分方法(廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古(年製造) ③購入・賃貸

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更すること。
 2 導入機械・施設に関する以下のア～ウの資料を添付すること。
 ア 規格、仕様等が記載されたパンフレット等。
 イ 導入価格が記載された見積書。
 ウ 作業工程、作業量、作業効率等を記載したフロー図等で、機械及び施設の導入前・導入後が対比できるもの。(任意様式) なお、林業労働に係る安全衛生施設及び林業に従事する者の福利厚生施設の導入は除く。
 3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(林業・木材産業改善措置の内容が森林施業の実施に係るものである場合)

年度

項目		内容					
目的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	年齢	面積	材積	延長	所要金額
間伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路 の開設 ・改良							
	計						
合計							

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 施業対象森林の概要は、位置、現況（樹種別・林種別・年齢別の面積、蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。
- 3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(林業・木材産業改善措置の内容が立木取得を行う場合)

年度

伐採対象立木										取得 予定 年月 日	取得 対象 立木	所要額
立木所 有者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積								
	市町村	地番	林小班	人工林			天然林					
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積			
計												

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
- 3 林小班ごとに記載すること。
- 4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。
- 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。
- 7 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 8 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

(林業・木材産業改善措置の内容がその他の取組の場合)

年度

項目	内容
・研修 ・指導又は助言 ・調査 ・その他	
実施時期	年 月 日
所要額	円

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容（受講先、受講名等）を記載すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高								
円(年月日現在)								
区分	総事業費					資金内訳		
					計	改善 資金	その他の 借入金	自己 資金
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
合計								

(注) 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組みの具体的な内容（機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度毎の総事業費及び資金内訳を記載すること。

3 上記2に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

4 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

5 法律の特例に該当し、償還期間が10年を超えるもの又は据置期間が3年を超えるものとする場合は各法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。

(様式第 6 号)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

番 号
年 月 日

申請者住所

氏名又は名称及び代表者氏名 殿

岡山県〇〇県民局長 印

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則第 6 条の規定により、 年 月 日に提出
された申請については、これを認定します。

(様式第7号)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定連絡書

年 月 日

殿

岡山県〇〇県民局長 ⑩

先に申請（進達）のあった林業・木材産業改善資金の貸付資格については、別紙のとおり認定しましたので連絡します。

(注) 「林業・木材産業改善資金貸付資格認定書及び認定申請書」の写しを添付すること。

(様式第8号)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書

年 月 日

申請者住所

氏名又は名称及び代表者氏名 殿

岡山県〇〇県民局長 印

年 月 日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

(注)融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知書の写しを送付すること。

(様式第9号)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消連絡書

年 月 日

殿

岡山県〇〇県民局長 ⑩

年 月 日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格については、別紙のとおり取消しましたので連絡します。

(注)「林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書」の写しを添付すること。

(様式第10号)

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

番 号
年 月 日

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名 殿

岡山県〇〇県民局長 印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付については、下記のとおり決定します。

資金の内容		資金の用途			貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	
							千円	
償還期限		— 年 月 日						
償還期日		金 額			摘 要			
償 還 方 法	第1回	—	年	月	日	千円		
	第2回	—	年	月	日			
	第3回	—	年	月	日			
	第4回	—	年	月	日			
	第5回	—	年	月	日			
	第6回	—	年	月	日			
	第7回	—	年	月	日			
	第8回	—	年	月	日			
	第9回	—	年	月	日			
	第10回	—	年	月	日			
計								
連帯保証人		他 人			担保物件			
連帯保証人の極度額		千円						
借用証書提出期限		年 月 日			資金交付日		年 月 日	

(様式第11号)

林業・木材産業改善資金貸付決定連絡書

年 月 日

殿

岡山県〇〇県民局長 ⑩

先に申請（進達）のあった林業・木材産業改善資金の貸付については、別紙のとおり貸付決定しましたので連絡します。

(注)「林業・木材産業改善資金貸付決定通知書」の写しを添付すること。

(様式 13 号)

(経由機関：)

林業・木材産業改善資金借入辞退届

年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

借受者住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付けをもって貸付決定のあった林業・木材産業改善資金の借入について
辞退をしたいので届けます。

記

- 1 資金の内容及び用途
- 2 貸付決定 決定日 年 月 日 決定番号 第 号
- 3 借受者
- 4 辞退理由

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

融資機関
名 称
代表者

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岡山県規則第81号）第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、次のとおり貸付金を借用したいので、岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則第10条の規定により申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

（別添）

各林業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付する。

(様式第15号)

林業・木材産業改善資金借入申込書

年 月 日

融資機関

名 称

代表者

殿

〒

住 所

TEL

氏名又は名称及び代表者氏名

印

岡山県林業・木材産業改善資金事務取扱要領第4の3の(1)に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の借入を申し込みます。

償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	月日		千円	千円

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名

担 保 物 件	

償 還 計 画	償 還 計 画										
	1 年 目		2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10年 目
	月 日	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称、主たる事業所(場)の所在地、設立時期(個人にあっては事業開始の時期)、事業の概要、資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業者数	

※その他必要な書類を添付のこと。

(表)

収入印紙
添付

林業・木材産業改善資金借用証書

1 借受条件等	貸付決定日	年 月 日
	貸付決定番号	
借 用 金 額		
連 帯 保 証 人 の 極 度 額		
資 金 の 内 容		
資 金 の 使 途		
利 率	無利子	
法 定 最 終 償 還 期 日		
支 払 場 所		
備 考		

元金は、 年 月 日までを据置き、 年 月 日を初回とし金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回金 円あて償還する。

2 償還計画

回 数	償還期日	償還金額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2				

(注) 林業・木材産業改善資金貸付決定通知書の償還計画の写しを添付することにより、この表の記載に代えることができる。

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岡山県規則第81号）、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日

岡山県知事

殿

債務者	住所	
	氏名又は名称及び	印
	代表者氏名	
連帯債務者	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印

(裏)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、岡山県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え若しくは差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良、造成又は取得をされた施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岡山県規則第81号）及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告し、検査に協力するものとする。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合

(2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

(3) その他甲が指示する場合

(調査)

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 乙及び丁は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則第18条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯債務者)

第7条 連帯債務者は、この契約による一切の債務について、連帯して履行の責めを負うものとする。

2 甲による乙に対する履行の請求は、連帯債務者に対しても効力を有するものとする。

3 甲による連帯債務者に対する履行の請求は、乙に対しても効力を有するものとする。

(連帯保証人)

第8条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙の間の契約の如何にかかわらず、連帯保証人の極度額を限度として履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

4 甲による連帯保証人に対する履行の請求は、乙に対しても効力を有するものとする。

(担保の提供)

第9条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第10条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第11条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、相当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第12条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間においていかなる取扱いがなされても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第13条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第14条 乙又は丁は、甲が、一般に相当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第15条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき岡山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(費用負担)

第16条 この証書の作成、抵当権の設定及び登記その他この契約の締結に関する必要な費用は、乙が負担するものとする。

(その他)

第17条 乙は、甲が公正証書の作成その他特に必要であると認める事項について指示した場合、この要求に応じるものとする。

(様式第17号)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書

番 号
年 月 日

融資機関
名称
代表者

殿

岡山県〇〇県民局長 印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

県 民 局	
-------	--

資金の内容	資金の用途	貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
				千円
償還期限	平成 年 月 日			
	償還期日	金額	摘要	
償還方法	第1回	平成 年 月 日	千円	
	第2回	平成 年 月 日		
	第3回	平成 年 月 日		
	第・回	平成 年 月 日		
	第・回	平成 年 月 日		
	第・回	平成 年 月 日		
	第・回	平成 年 月 日		
	第16回	平成 年 月 日		
	計			
連帯保証人	他人	備考		

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

(様式第18号)

林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書

号
番
年 月 日

申請者住所
氏名又は名称及び代表者氏名 殿

融資機関
名称
代表者

印

年 月 日付で申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付については、下記のとおり決定します。

県 民 局

資金の内容	資金の用途	貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
				千円
償還期限	___ 年 月 日			
償還期日	金額		摘要	
償還方法	第1回	___ 年 月 日	千円	
	第2回	___ 年 月 日		
	第3回	___ 年 月 日		
	第4回	___ 年 月 日		
	第5回	___ 年 月 日		
	第6回	___ 年 月 日		
	第7回	___ 年 月 日		
	第8回	___ 年 月 日		
	第9回	___ 年 月 日		
	第10回	___ 年 月 日		
計				
連帯保証人	他人	その他の貸付条件 (担保物件) (農林漁業信用基金による保証)		
連帯保証人の極度額	千円			
借用証書提出期限	___ 年 月 日	資金交付日	___ 年 月 日	

(様式第19号)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

番 号
年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

融資機関

名称

代表者

⑩

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあった林業・木材産業改善
資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額

円

(様式 20 号)

林業・木材産業改善資金借入辞退届

年 月 日

殿

借受者住所

氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

年 月 日付けをもって貸付決定のあった林業・木材産業改善資金の借入について
辞退をしたいので届けます。

記

- 1 資金の内容及び用途
- 2 貸付決定 決定日 年 月 日 決定番号 第 号
- 3 借受者
- 4 辞退理由

(様式 21 号)

林業・木材産業改善資金借入辞退届

年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

融資機関

名称

代表者

年 月 日付けをもって貸付決定のあった林業・木材産業改善資金の借入について
辞退をしたいので届けます。

記

- 1 資金の内容及び用途
- 2 貸付決定 決定日 年 月 日 決定番号 第 号
- 3 借受者
- 4 辞退理由

(表)

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

融資機関
名 称
代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書の提出について
年 月 日付で支払を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金の借用証書を別添の
とおり提出します。

別添

収入印紙
添 付

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

番 号
年 月 日

融資機関
名 称
代表者 印

- 貸付決定日及び貸付決定番号
- 林業・木材産業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 林業・木材産業改善資金に係る法令，国の通知，岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岡山県規則第81号）及び裏面の特約条項を遵守し，償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 償還期限及び償還金額は，次のとおりとします。

回 数	償還期日	償還金額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2				

--	--	--	--	--

(注) 各林業従事者等ごとの貸付決定通知書償還計画の写しを添付することにより，この表の記載に代えることができる。

(裏)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。注:融資機関)は、岡山県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、_____ (以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき、又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) 乙が岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年岡山県規則第81号)及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得をされた施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 前3号の場合のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則第18条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(転貸債権の質入)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力

して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(合意管轄)

第11条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき岡山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

収入印紙
添付

林業・木材産業改善資金借受者借用証書

貸付決定日	
貸付決定番号	

借 用 金 額	
連 帯 保 証 人 の 極 度 額	
資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	
利 率	無利子
償 還 期 限	
支 払 場 所	
備 考	

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし金 円、以後毎年 月 日に毎回金 円あて償還する。

2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2				
12				

(注) 林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書償還計画の写しを添付することにより、この表の記載に代えることができる。

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岡山県規則81号）、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日
融資機関
名称
代表者 殿

債務者 住所
氏名又は名称及び
代表者氏名 ⑩

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

(裏)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者（以下「乙」という。注：融資機関）は岡山県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、_____（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。

(2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岡山県規則第81号）第18条第1項の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

(3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。

(4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(5) 乙につき仮差押え若しくは差押えの申請若しくは競売の申立があったとき、又は破産、若しくは再生手続開始の申立があったとき。

(6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。

(7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

(9) 乙が岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報 告)

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調 査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還金すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則第18条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(転貸債権の質入)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(合意管轄)

第11条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき岡山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(様式第24号)

林業・木材産業改善資金事業実施延期願

年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付けをもって貸付決定のあった林業・木材産業改善資金の事業実施期間について、次により延期したいので承認願います。

記

1 資金の内容

2 資金の用途

3 貸付決定番号

3 実施期間

当初 年 月 日～ 年 月 日

変更 年 月 日～ 年 月 日

4 変更理由

(様式第25号)

林業・木材産業改善資金借受事業実施報告書

年 月 日

殿

借受者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

さきに借受けた林業・木材産業改善資金については、次のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借 受 状 況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資 金 区 分	借 受 金 額
年 月 日		年 月 日		千円

(注) 資金区分は、(新たな林業部門の経営の開始、新たな木材産業部門の経営の開始、林産物の新たな生産方式の導入、林産物の新たな販売方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設の導入、林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入)の中から記入すること。

2 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日	事業完了年月日	年 月 日	事業実施場所	
事 業 計 画					計画と実績との 相違点とその理由
資 金 内 容	数量	単価	支払金額	備考	
円		円	円		
計					
事 業 実 施					
資 金 内 容	数量	単価	支払金額	領収書番号	
円		円	円		
計					

- (注) 1 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したとき記入すること。
2 事業計画欄は、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
3 資金内容欄には、貸付対象機械・施設名(型式、規格等)、貸付対象森林面積等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

区 分	総 事 業 費	資 金 調 達 区 分		
		林業・木材産業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
申 請 計 画				
実 績				

(注) 借受が共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認 (この表は確認した機関が記載すること。)

貸付対象機械等の適否					
貸付限度額	円	貸付超過額	円	処 理 経 過	
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名 (責任者)				

(注) 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

(様式第26号)

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

番 号
年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

融資機関
名 称
代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金により、林業・木材産業改善資金貸付業務を実施したので、岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則第22条第3項の規定により下記のとおり書類を添えて報告します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額		貸付実行日	
貸付実行額			

(別添)

各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金借受事業実施報告書を添付すること。

(様式第27号)

林業・木材産業改善資金借受者名義等変更届

年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

借受者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付けをもって貸付決定のあった林業・木材産業改善資金の借受者について次のおり名義（住所）を変更をしたので届けます。

記

- 1 資金の内容及び用途
- 2 貸付決定 決定期日 年 月 日 決定番号 第 号
- 3 借受者
旧（住所）氏名
新（住所）氏名
- 4 変更理由

上記借受者の変更後においても連帯保証人は引続き保証の責に任じます。

連帯保証人
住所 氏名

印

印

(注) 住所変更のみの場合は保証人の欄は不要

(様式第28号)

林業・木材産業改善資金連帯保証人変更届

年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

借受者住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付けをもって貸付決定のあった林業・木材産業改善資金の連帯保証人について次のとおり変更したので届けます。

記

- 1 資金の内容及び用途
- 2 貸付決定 決定期日 年 月 日 決定番号 第 号
- 3 借受金額
- 4 連帯保証人
旧住所氏名
新住所氏名
- 5 変更理由

上記連帯保証人の変更後においても連帯保証人は引続き保証の責に任じます。

連帯保証人
住所 氏名

※1	県民局	納入通知書番号		平成	年度歳入	30	岡山県林業改善資金貸付金			
----	-----	---------	--	----	------	----	--------------	--	--	--

款	項	目	節	資 金 名						納 入 金 額				
03 諸収入	01 貸付金 <small>元利収入</small>	01 林業改善資金貸付 金 <small>元利収入</small>	01 元金	新たな林業部門の 経営の開始	新たな木材産業部 門の経営の開始	林産物の新たな生 産方式の導入	林産物の新たな販 売方式の導入	林業労働に係る安全衛 生施設の導入	林業労働に従事する者 の福利厚生施設の導入	元	金	違	約	金
												円		円

納入者住所・氏名 市 町 郡 村 _____ _____ _____ 納	請求の理由 林業・木材産業改善資金の償還 納入期限 平成 年 月 日 納入場所 岡山県林業・木材産業改善資金収納事務受託者 ○○○ 森林組合代表理事組合長 殿 上記のとおり収納してください。 平成 年 月 日 ○○○ 県民局長 ○ ○ ○ ○
---	--

	領 収 欄 上記のとおり領収しました。 (領収日付印のないものは無効)
--	---

森組

※1：備前県民局：1810 備中県民局：1830 美作県民局：1880

※1	県民局	納入通知書番号		平成	年度歳入	30	岡山県林業改善資金貸付金			
----	-----	---------	--	----	------	----	--------------	--	--	--

款	項	目	節	資 金 名						納 入 金 額				
03 諸収入	01 貸付金 <small>元利収入</small>	01 林業改善資金貸付 金 <small>元利収入</small>	01 元金	新たな林業部門の 経営の開始	新たな木材産業部 門の経営の開始	林産物の新たな生 産方式の導入	林産物の新たな販 売方式の導入	林業労働に係る安全衛 生施設の導入	林業労働に従事する者 の福利厚生施設の導入	元	金	違	約	金
												円		円

納入者住所・氏名 市 町 郡 村 _____ _____ _____ 納	請求の理由 林業・木材産業改善資金の償還 納入期限 平成 年 月 日 納入場所 ○○○ 県民局長 ○ ○ ○ ○ 殿 上記のとおり領収したので通知します。 平成 年 月 日 岡山県林業・木材産業改善資金収納事務受託者
---	--

	領 収 欄 上記のとおり領収しました。 (領収日付印のないものは無効)
--	---

森組→県

※ 1	県民局	納入通知書番号	平成 年度歳入	30	岡山県林業改善資金貸付金
-----	-----	---------	---------	----	--------------

納入領収通知書

款	項	目	節	資 金 名						納 入 金 額	
03 諸収入	01 貸付金 元利収入	01 林業改善資金貸付 金 元利収入	01 元金	新たな林業部門の 経営の開始	新たな木材産業部 門の経営の開始	林産物の新たな生 産方式の導入	林産物の新たな販 売方式の導入	林業労働に係る安全衛 生施設の導入	林業労働に従事する者 の福利厚生施設の導入	元 金	違 約 金
				円	円						

(納入者用)

納入者住所・氏名 市 町 郡 村 _____ _____ _____ 殿

請求の理由 林業・木材産業改善資金の償還
 納入期限 平成 年 月 日
 納入場所

上記のとおり納入してください。
 平成 年 月 日
 ○○県民局長 ○ ○ ○ ○ 印

領 収 欄
上記のとおり領収しました。 岡山県林業・木材産業改善資金収納事務受託者 (領収日付印のないものは無効)

(注) 違約金は納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ
 延滞金額につき年12.25%の割合で計算して納入して下さい。

(様式第30号)

林業・木材産業改善資金繰上償還届

年 月 日

岡山県〇〇県民局長
融資機関
名称
代表者

} 殿

借受者住所
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑨

年 月 日付けをもって貸付決定のあった林業・木材産業改善資金について、次により繰上償還したいので届けます。

記

資金の内容	決定番号	貸付金額	既償還済額	今回繰上償還額	償還残額
		円	円	円	円

当初の償還方法			繰上償還後の償還方法		
納入期日	金額		納入期日	金額	
第1回	年 月 日	円		年 月 日	円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					

繰上償還理由

(様式第31号)

林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還届

年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

融資機関
名 称
代表者

年 月 日付けをもって貸付決定のあった林業・木材産業改善資金について、次により繰上償還したいので届けます。

記

資金の内容	決定番号	貸付金額	既償還済額	今回繰上償還額	償還残額
		円	円	円	円

当初の償還方法			繰上償還後の償還方法		
納入期日	金額		納入期日	金額	
第1回	年 月 日	円		年 月 日	円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					

繰上償還理由

(別添)
各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金繰上償還届の写しを添付すること。

(様式第32号)

林業・木材産業改善資金償還計画変更決定通知書

年 月 日

借受者住所
氏名又は名称及び代表者氏名 殿

岡山県〇〇県民局長 印

年 月 日付けで届出のあった林業・木材産業改善資金の償還計画変更について、次のとおり変更決定したので通知します。

記

資金の内容	決定番号	貸付金額	既償還額	償還残額
		円	円	円

当初の償還方法			繰上償還後の償還方法		
納入期日	金額		納入期日	金額	
第1回	年 月 日	円		年 月 日	円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					

変更決定理由

(様式第33号)

林業・木材産業改善資金県貸付金償還計画変更決定通知書

年 月 日

融資機関
名 称
代表者

殿

岡山県〇〇県民局長 ㊟

年 月 日付で届出のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の償還計画変更について、次のとおり変更決定したので通知します。

記

資金の内容	決定番号	貸付金額	既償還額	償還残額
		円	円	円

当初の償還方法			繰上償還後の償還方法		
納入期日	金額		納入期日	金額	
第1回	年 月 日	円		年 月 日	円
2					
3					
4					
5					
・					
・					
・					
・					
16					
計					

連絡事項

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

貸付決定機関の代表者 殿

債務者住所

氏名又は名称及び代表者の氏名 _____ 印

(連帯債務者)

住所

氏名 _____ 印

(連帯保証人)

住所

氏名 _____ 印

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金について、岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岡山県規則第81号）第18条第2項の規定により、次のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備 考
年 月 日		円	円	円	

(変更理由)

(添付書類) 被災等を証明する書類

2 償還計画

(変更前)

償 還 内 容			
回	償還期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			

--	--	--	--

(変更後)

償 還 内 容			
回	償還期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			

--	--	--	--

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

番 号
年 月 日

岡山県知事

殿

融資機関
名 称
代表者

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岡山県規則第81号）第18条第3項の規定により、次のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備 考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

償 還 内 容			
回	償還期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			

(変更後)

償 還 内 容			
回	償還期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			

(別添)

各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付

(様式第36号)

林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 第 号
年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の林業・木材産業改善資金
については、次のとおり支払猶予の決定をしたので通知します。

年 月 日

借受者住所
氏名又は名称及び代表者氏名 殿

岡山県〇〇県民局長 印

記

資金の内容及び用途						
借受者の氏名又は名称						
借受計画						
当初の償還方法	償	還	期	日	金	額
	第1回	年	月	日		千円
	第2回	年	月	日		千円
	第3回	年	月	日		千円
	第4回	年	月	日		千円
	第5回	年	月	日		千円
	第6回	年	月	日		千円
	第7回	年	月	日		千円
	第8回	年	月	日		千円
	第9回	年	月	日		千円
	第10回	年	月	日		千円
変更後の償還方法	償	還	期	日	金	額
	第1回	年	月	日		千円
	第2回	年	月	日		千円
	第3回	年	月	日		千円
	第4回	年	月	日		千円
	第5回	年	月	日		千円
	第6回	年	月	日		千円
	第7回	年	月	日		千円
	第8回	年	月	日		千円
	第9回	年	月	日		千円
	第10回	年	月	日		千円

(様式第37号)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年第 号
年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の林業・木材産業改善資金
県貸付金については、次のとおり支払猶予の決定をしたので通知します。

年 月 日

融資機関
名称
代表者

殿

岡山県〇〇県民局長 印

記

資金の内容及び用途		
借受者の氏名又は名称		
借受計画		
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額
	第1回	年 月 日 千円
	第2回	年 月 日 千円
	第3回	年 月 日 千円
	第4回	年 月 日 千円
	第5回	年 月 日 千円
	第・回	年 月 日 千円
	第・回	年 月 日 千円
	第・回	年 月 日 千円
	第・回	年 月 日 千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額
	第1回	年 月 日 千円
	第2回	年 月 日 千円
	第3回	年 月 日 千円
	第4回	年 月 日 千円
	第5回	年 月 日 千円
	第・回	年 月 日 千円
	第・回	年 月 日 千円
	第・回	年 月 日 千円
	第・回	年 月 日 千円